

福井市災害ボランティアセンター連絡会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害等におけるボランティア活動センターの円滑な開設運営及び平常時における関係団体等の連携・協力の促進を図るため、福井市災害ボランティアセンター連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 福井市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）とは、福井市地域防災計画で定める災害ボランティア本部及び現地ボランティアセンターをいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項を検討し推進する。

- (1) センターの円滑な運営に関すること。
- (2) ボランティア活動を円滑に行うための関係団体相互間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) その他センターの活動の促進に関すること。

(構成)

第4条 連絡会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(座長及び副座長)

第5条 連絡会に座長及び副座長を置き、構成団体の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、連絡会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 座長及び副座長の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、構成団体の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 座長は、必要に応じて、構成団体以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、福井市市民生活部市民協働・ボランティア推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

福井市災害ボランティアセンター連絡会の構成団体

	団 体 名
1	福井市防災士の会
2	特定非営利活動法人 ふくい災害ボランティアネット
3	社会福祉法人 福井市社会福祉協議会
4	福井市ボランティア連絡協議会
5	公益社団法人 福井青年会議所
6	公益社団法人 ふくい市民国際交流協会
7	福井市